

第4回東日本大震災の復興施策の総括 に関するワーキンググループ

東日本大震災復興特別区域法

令和元年9月30日



1 東日本大震災復興特別区域法について		1
2 これまでの取組と関係指標		
① 復興推進計画 ～ 規制特例		6
② 復興推進計画 ～ 税制特例		10
③ 復興推進計画 ～ 金融特例		18
④ 復興整備計画		23
⑤ 復興交付金事業計画		27
3 今後の課題や施策の方向性		31
4 今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策に 生かすべき教訓		33

1 東日本大震災復興特別区域法について

1 東日本大震災復興特別区域法について

制度の趣旨

施行:平成23年12月14日

- **地域の創意工夫**により、地域限定で思い切った措置
- 被災自治体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、**各種特例をワンストップで適用**



計画に位置付けた特例措置により、復興の円滑かつ迅速な推進に貢献

- 「※**特定被災区域（11道県227市町村）**」内において、自治体が以下の**3つの計画を作成することが可能**

1. 復興推進計画

- 目的
居住の安定や雇用機会の確保、産業の活性化など
- 主体
市町村等が作成（総理認定）
- **規制の特例**
用途地域における建築制限の緩和など
- **税制の特例**
復興産業集積区域では、雇用の確保のため、事業者の所得税等の一定割合が軽減
- **金融（利子補給）の特例**
復興の中核となる民間事業への支援（5年間、0.7%以内）

2. 復興整備計画

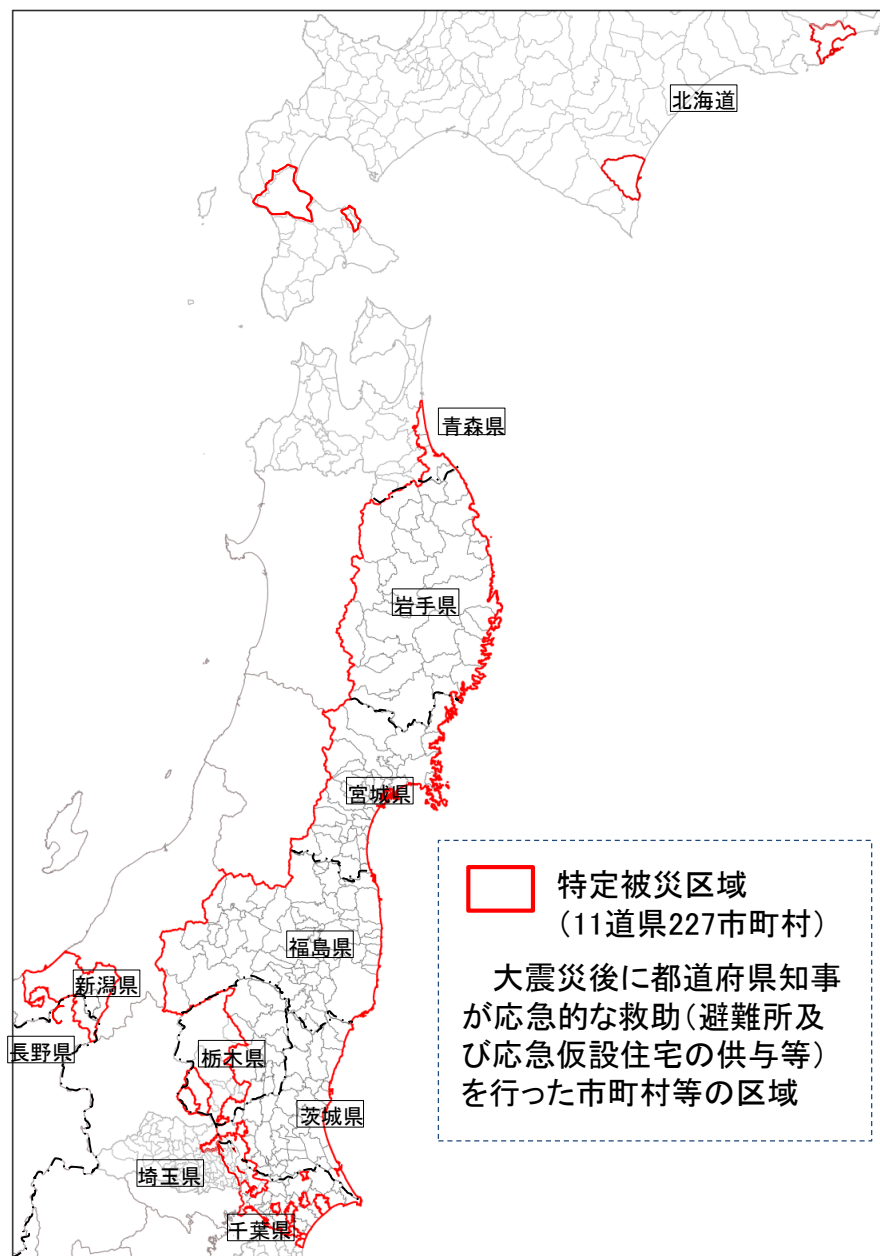
- 目的
市街地の整備、農業生産の基盤整備など
- 主体
市町村等が作成
- 事業要件等の緩和
市街化調整区域における開発行為など
- **許認可の手続き等のワンストップ化**
協議会にて関係者同意、計画の公表により特例の発効
- 用地確保の円滑化
土地収用手続きの迅速化（H26.5一部改正）

3. 復興交付金事業計画

- 目的
著しい被害を受けた地域における復興事業の実施を財政面で支援
- 主体
市町村等が作成（総理に提出）
- **ワンストップ化**
計画に含まれる全ての事業をパッケージで支援対象
- 執行の弾力化、手続きの簡素化
事業間の資金の流用が可能。また、変更の手続きが通常の補助金等よりも簡素化

※ 特定被災区域…大震災後に都道府県知事が応急的な救助（避難所及び応急仮設住宅の供与等）を行った市町村

1 - 2 東日本大震災復興特別区域法 ～ 特定被災区域の範囲 ～



- 北海道(4町) : 鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町
- 青森県(4市町) : 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
- 岩手県(33市町村) : 県内全市町村
- 宮城県(35市町村) : 県内全市町村
- 福島県(59市町村) : 県内全市町村
- 茨城県(40市町村) : 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市
龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市
北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市
ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市
那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市
桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市
小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
大子町 美浦村 阿見町 河内町 利根町
- 栃木県(17市町) : 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市
大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
高根沢町 那須町 那珂川町
- 埼玉県(1市) : 久喜市
- 千葉県(29市町) : 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市
成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 旭市
八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市
匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 酒々井町
栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町
横芝光町 白子町
- 新潟県(3市町) : 十日町市 上越市 津南町
- 長野県(2村) : 野沢温泉村 栄村

2 これまでの取組と関係指標

① 復興推進計画 ～ 規制特例一覧 (1)

- 規制特例については、**7種の特例について活用実績**があった。
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の7県で活用実績があった。
- **自治体のアンケートでは概ね高い評価**が得られた。

活用実績のある特例①

規制特例の内容	活用実績等	アンケート結果 (N=活用実績のあった7県)	定性的評価抜粋
○用途地域における建築制限の緩和 土地の利用方針や建築基準法により定められた建物以外の建物を建築できるようにする特例	○ 岩手県： 3施設 ○ 宮城県： 18施設 [特例を活用して建築した施設数]	○とても効果があった → 1県 ○一定程度効果があつた → 1県 ○活用実績なし → 5県 ※ 活用実績がなかった理由= 該当する事業がなかったなど	○地元購買率が震災前の平成20年度には78.7パーセントだったものが、特例の活用により、新規店舗が立地した後の平成26年度には91.8パーセントとなった。
○応急仮設建築物の存続期間の延長 建築基準法による「上限(2年3月)」を超えて、店舗や工場等の応急仮設建築物の利用を可能とする特例	○ 岩手県： 378施設 ○ 宮城県： 170施設 ○ 福島県： 197施設 ○ 茨城県： 17施設 ○ 栃木県： 1施設	○とても効果があった → 4県 ○一定程度効果があつた → 1県 ○活用実績なし → 2県	○公共施設においては、特例の活用により住民サービスの安定的な提供が可能となった。 ○被災事業者は特例の活用により本復旧までの期間をつなぐことができた。 ○教育施設は特例の活用により、地域を支える学校として存続でき大きな役割を果たした。
○公営住宅への入居要件の緩和 公営住宅 への入居の際「収入基準」の緩和は現行制度では「3年」のところ、「10年」に延長することを可能とする公営住宅法の特例	○ 岩手県： 1,910世帯 ○ 宮城県： 5,714世帯 ○ 福島県： 1,076世帯 ○ 茨城県： 13世帯 ○ 千葉県： 0世帯 [H31.3末時点]	○とても効果があった → 2県 ○一定程度効果があつた → 3県 ○活用実績なし → 2県	○本来公営住宅に入居できない被災者を救うことができた。また、仮設住宅の解消にもつながった。 ○本特例の活用により、災害公営住宅入居事前登録に係る資格審査が簡素化され、スムーズな建設戸数の確定や工事着手につながった。 ○本特例は入居時の条件緩和のみで恒久的なものではないため、制度を再考すべき点もある。

① 復興推進計画 ～ 規制特例一覧 (2)

活用実績のある特例②

規制特例の内容	活用実績等	アンケート結果 (N=活用実績のあった7県)	定性的評価抜粋
○工場立地における緑地等の面積割合の緩和 工場立地法等に基づく緑地面積等の割合よりも、「自治体が独自に低い割合を設定」できる特例	○ 青森県: 16事業 ○ 宮城県: 100事業 ○ 茨城県: 39事業	○とても効果があった → 2県 ○一定程度効果があつた → 1県 ○活用実績なし → 4県	○緑地造成費用等を一定程度抑えることができたことで、企業の負担が軽減され、立地しやすい環境づくりに貢献した。 ○工場増設を行う際意思決定に本特例が大きく寄与した。
○訪問リハビリ事業所の設置要件の緩和 「病院等以外でも」訪問リハビリ事業所を設置できるよう要件を緩和する特例	○ 岩手県: 6事業所 ○ 宮城県: 3事業所 ○ 福島県: 4事業所 ○利用登録者数合計910名 [R1.6末時点]	○とても効果があった → 2県 ○一定程度効果があつた → 1県 ○活用実績なし → 4県	○訪問リハビリテーション事業所の開設のため若くて意欲的な人材が集まり地域が活性化するとともに、若者の雇用の場が生まれた。 ○町民の在宅サービスの選択肢が増え、在宅介護の充実が図られた。
○公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和 耐用年数を1/4から1/6に短縮して入居者等に譲渡できる特例	○ 福島県: 17戸 [H31.3末時点]	○とても効果があった → 1県 ○活用実績なし → 6県	○譲渡制限期間の短縮による譲渡は今後も予定されており、公営住宅の管理戸数の適正化に寄与している。
○医療従事者の配置基準の緩和 地域医療確保のために医師の配置基準を緩和する特例	○ 宮城県: 2 ○ 福島県: 9 (医師等の配置基準の緩和を受けた病院数)	○一定程度効果があつた → 1県 ○どちらともいえない → 2県 ○活用実績なし → 4県	○医療復興の過程で一時的に医療機関としての配置基準を満たせない事態が生じていたが、特例により、病院が患者の受け入れを積極的に行えるようになり、住民が必要な医療を受けられる体制が整えられた。

① 復興推進計画 ～ 規制特例の効果的な活用事例

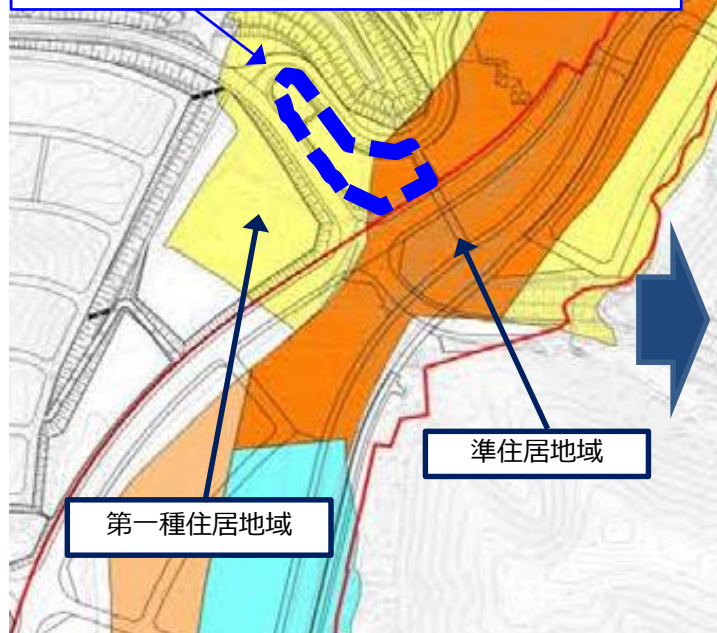
規制特例の活用事例（建築にかかる用途制限の緩和の特例）

用途地域（「第一種住居地域」等）により、本来、大規模の工場は原則建設不可

用途制限を緩和し、「給食センター」を整備

※特定行政庁が復興推進計画の基本方針に適合すると認めて許可

本来大規模の工場は原則建設不可



用途制限を緩和し、「給食センター」を整備



計画区域内に2種類の用途地域が混在
⇒ 用途地域を変更することなく、「生活圏」と「なりわいの場所」との結節点に建設

利便性の良い地域に整備

従事者数18人
（町職員等含む）

1日1000食分の調理設備

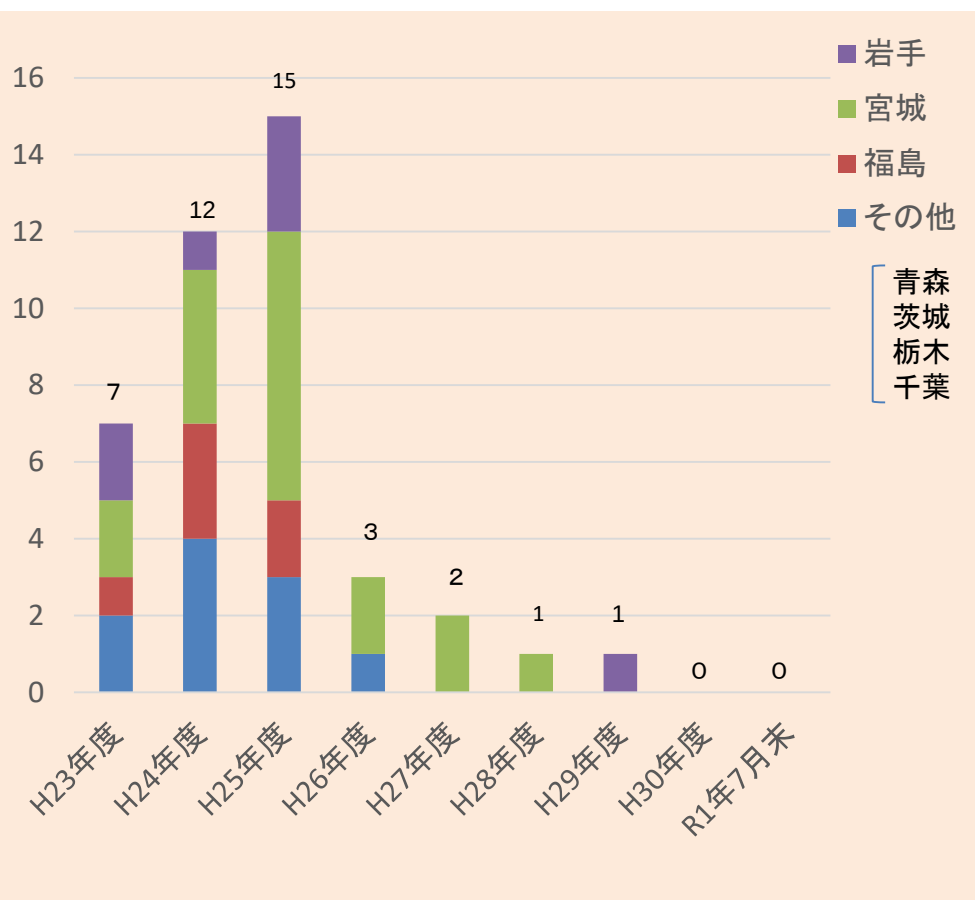
配送時間の短縮

特例の活用により雇用の維持、子供の健康増進、食育の充実、搬送時間の短縮等につながった。

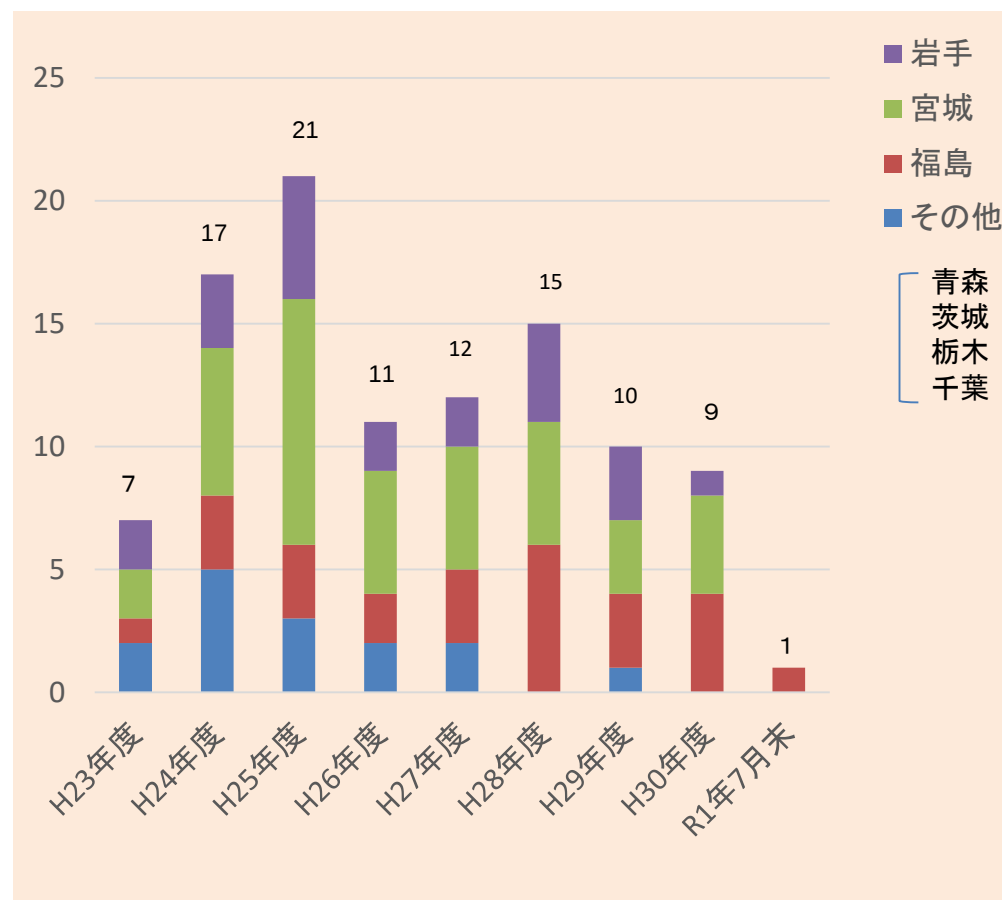
① 復興推進計画 ～ 規制特例の認定状況

○規制特例はこれまで新規として41件、変更も含めると103件の認定を受けているが、近年は**減少傾向**にある。

復興推進計画（規制特例）の認定状況（新規）



復興推進計画（規制特例）の認定状況（変更含む）



② 復興推進計画 ～ 復興特区税制の概要

復興特区税制の背景・概要(平成23年度～ 計画認定数30件、計画策定市町村143市町村、指定件数5,459件、投資額3兆394億円)

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災において、雇用が大きく失われた地域の雇用機会の確保等を図るため、従前の災害関係税制にはない**極めて手厚い特例措置**を講じたもの。※工業統計(従業者数(H23年対H22年比)):岩手県92.5%、宮城県88.0%、福島県90.9%
- 県・市町村が単独又は共同で作成する復興推進計画において、特例の対象区域(復興産業集積区域)や対象事業(復興推進事業)の業種等を設定 ※岩手県・宮城県・福島県は、被害が甚大であった沿岸市町村に加え、内陸市町村も対象
- 国による復興推進計画の認定後、計画の作成主体(県・市町村)が特例の対象となる個別の事業者を指定(指定事業者)
- 指定事業者が復興推進事業を行う場合に、特別償却、税額控除、減収補てん等の特例措置(2020年度末まで)

復興特区税制の特例措置

① 機械等に係る特別償却等

投資時期	特別償却		税額控除	
	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
機械・装置	50% (福島県:即時償却)	50%・34% (福島県:即時償却)	15%	15%・10% (福島県:15%)
建物・構築物	25%	25%・17% (福島県25%)	8%	8%・6% (福島県:8%)

※ 下線は沿岸地域。

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

指定日	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
控除率	10%	10%・7% (福島県10%)

※ 下線は沿岸地域。

③ 開発研究用資産に係る特別償却等

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	50%・34% (福島県:即時償却)

※ 下線は沿岸地域の中小企業者等。

④ 新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)

⑤ 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

⑥ 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

⑦ 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置

取得等時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
減収補填の上限額	10/10(10/10)	10/10・3/4(福島県:10/10)

※ 下線は沿岸地域。

○特例適用までのフロー

復興推進計画の作成
(単独又は共同)

内閣総理大臣認定

認定地方公共団体による
事業者の指定

事業の実施・特例の適用

○活用事例

(水産加工場等の復旧・新設等)



水産食料品製造業者が、特区法による税制特例を活用し、被災した水産加工場や冷蔵施設を集約した新施設を建設。

② 復興推進計画 ～ 計画の認定状況

復興推進計画(税制特例)の認定状況

- 復興特区税制の適用を受けるための復興推進計画(計30)の認定状況(時期、申請主体、概要)は以下のとおり。
- 製造業関係の復興推進計画は、県又は県と市町村が共同して作成し、それ以外の観光業や商業等関係の復興推進計画は市町村が単独で策定する場合が多い。
- 変更認定を受けている計画は、土地造成の完了等に伴う対象区域の拡大に関するものが多い。

(R元.7.12現在)

	認定日	申請主体	計画の概要
青森	H24.3.2	青森県・4市町	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等
岩手	H24.3.30 (4回変更)	岩手県	電子機械製造関連産業、医薬品関連産業、繊維工業等
	H25.3.26 (2回変更)	釜石市	商業等
	H28.3.29	大船渡市	商業等
	H28.6.2 (1回変更)	山田町	商業等
	H28.12.20	陸前高田市	商業等
	H28.12.20	大槌町	商業等
	H29.7.4	岩手県	被災者向け優良賃貸住宅
	H24.4.20 (6回変更)	福島県・59市町村	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業、農業関連産業、漁業関連産業等
福島	H24.11.13 (1回変更)	いわき市	観光関連産業
	H27.3.26 (2回変更)	福島県・52市町村	観光関連産業
	H28.8.19	いわき市	小売業、生活関連サービス業等 被災者向け優良賃貸住宅
茨城	H24.3.9 (1回変更)	茨城県・13市町村	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等

(R元.7.12現在)

	認定日	申請主体	計画の概要
宮城	H24.2.9 (6回変更)	宮城県・34市町村	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)
	H24.3.2	仙台市	農業及び農業関連産業
	H24.3.23	塩竈市	観光関連産業
	H24.3.23 (1回変更)	石巻市	商業、福祉・介護業等 まちづくり会社
	H24.6.12 (1回変更)	宮城県・17市町村	情報サービス関連産業(ソフトウェア業、コールセンター、データセンター等)
	H24.7.27 (1回変更)	石巻市	商業及び観光関連産業等
	H24.9.28 (1回変更)	宮城県・11市町	農業及び農業関連産業
	H24.12.14	多賀城市	商業及び飲食業等
	H24.12.14	東松島市	商業及びツーリズム関連産業等
	H25.3.26	岩沼市	小売業、医療・福祉産業等
	H25.3.26	石巻市	被災者向けの優良賃貸住宅
	H25.4.12	仙台市	水族館、飲食店、小売業等
	H25.6.11	気仙沼市	観光関連産業
	H25.10.29	山元町	小売業・サービス業等
	H26.12.17 (1回変更)	南三陸町	観光関連産業、再生可能エネルギー関連産業 まちづくり会社
	H27.5.8 (2回変更)	女川町	商業、観光関連産業 まちづくり会社
	H30.12.19	名取市	商業

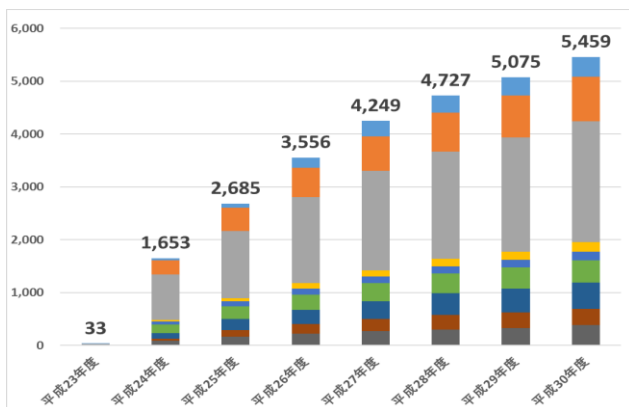
(復興庁HP資料をもとに作成)

② 復興推進計画 ～ 主な業種毎の指定件数

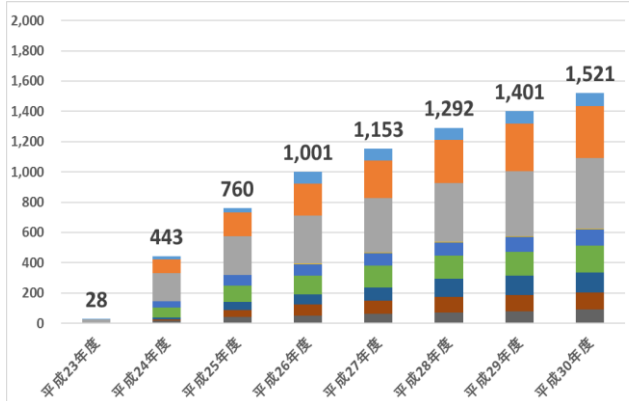
主な業種毎の指定件数(平成30年度末まで)

- 平成31年3月末までの主な業種ごとの指定件数は下記のとおり。
- **製造業**(食料品製造業等を除く)2,283件(約42%)、**食料品製造業等**847件(約16%)、**卸売業・小売業**502件(約9%)、**運輸業等**421件(約8%)、**農・林・漁業及び水産養殖業等**372件(約7%)、**宿泊業・飲食店等**307件(約6%)等となっている。

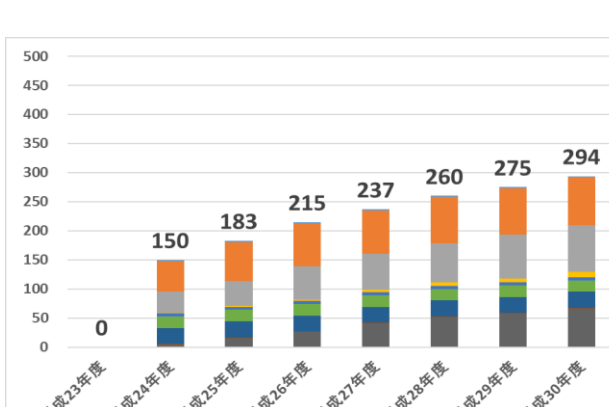
○ 全県分



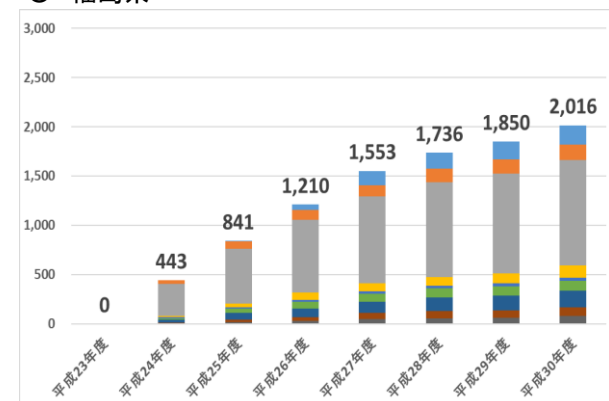
○ 宮城県



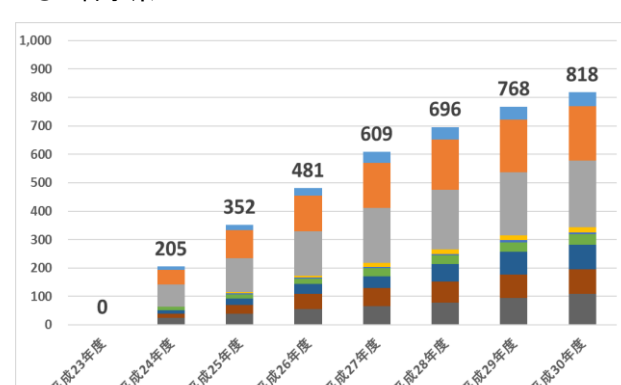
○ 青森県



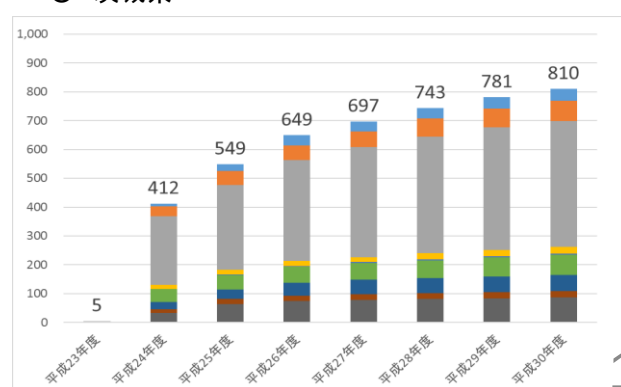
○ 福島県



○ 岩手県



○ 茨城県



(平成30年度までの累計業種指定件数(全県分))

令和元年6月末現在

農・林・漁業 及び水産 養殖業等	食料品 製造業等	製造業(食料 品製造業等 を除く)	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通信業	運輸業等	卸売業・ 小売業	宿泊業・ 飲食店等	その他	総計
372	847	2,283	181	164	421	502	307	382	5,459
6.8%	15.5%	41.8%	3.3%	3.0%	7.7%	9.2%	5.6%	7.0%	100%

② 復興推進計画 ～ 復興特区税制に係る指定件数・投資額の状況

復興特区税制に係る指定件数・投資額の状況(平成30年度末まで)

【事業者の指定件数】

○指定件数は平成30年度末で約5,500件。単年度のピークは平成24年度の約1,600件。平成30年度は384件。

○沿岸・内陸の比:5県計69:31、岩手県82:18、宮城県71:29、福島県45:55

【指定事業者の投資額】

○投資額は平成30年度末で約3兆円。単年度のピークは平成27年度の約5,500億円。平成30年度は1,930億円。

○沿岸・内陸の比:5県計74:26、岩手県72:28、宮城県53:47、福島県54:46

＜各県別、年度別の指定件数＞ (令和元年6月末現在) ※赤字はそれぞれの単年度のピーク。

(単位:件)

	青森県	岩手県	岩手沿岸	岩手内陸	宮城県	宮城沿岸	宮城内陸	福島県	福島沿岸+ 原災地域	福島内陸	茨城県	5県計	沿岸等計	内陸計
H23年度	0	0	0	0	28	11	17	0	0	0	5	33	16	17
H24年度	150	205	159	46	415	239	176	443	175	268	408	1,621	1,131	490
H25年度	33	147	126	21	317	249	68	398	187	211	135	1,030	730	300
H26年度	32	129	105	24	241	191	50	369	169	200	100	871	597	274
H27年度	22	128	101	27	152	114	38	343	160	183	48	693	445	248
H28年度	23	87	76	11	139	109	30	183	78	105	46	478	332	146
H29年度	15	72	63	9	109	77	32	114	49	65	39	349	243	106
H30年度	19	50	43	7	120	84	36	166	80	86	29	384	225	129
総計	294	818	673	145	1,521	1,074	447	2,016	898	1,118	810	5,459	3,749	1,710
沿岸・内陸割合	—	100%	82.3%	17.7%	100%	70.6%	29.4%	100%	44.5%	55.5%	—	100%	68.7%	31.3%

＜各県別、年度別の投資金額＞ (令和元年6月末現在) ※赤字はそれぞれの単年度のピーク。

(単位:億円)

	青森県	岩手県	岩手沿岸	岩手内陸	宮城県	宮城沿岸	宮城内陸	福島県	福島沿岸+ 原災地域	福島内陸	茨城県	5県計	沿岸等計	内陸計
H23年度	15	7	7	0	207	104	103	53	8	45	96	379	230	149
H24年度	131	401	338	62	1,229	740	489	766	359	407	1,273	3,799	2,841	959
H25年度	216	591	443	147	1,081	770	310	967	378	590	1,812	4,666	3,619	1,047
H26年度	555	538	393	145	961	551	411	1,580	864	716	1,217	4,851	3,579	1,272
H27年度	229	448	286	162	1,660	716	944	1,251	679	572	1,937	5,526	3,847	1,678
H28年度	190	452	317	135	1,201	599	602	1,030	514	517	1,901	4,775	3,521	1,254
H29年度	276	496	325	171	832	341	490	1,609	1,013	595	1,256	4,468	3,211	1,257
H30年度	40	76	41	35	185	110	75	472	362	110	1,158	1,930	1,711	219
総計	1,653	3,008	2,151	858	7,355	3,930	3,425	7,729	4,176	3,553	10,650	30,394	22,559	7,835
沿岸・内陸割合	—	100%	71.5%	28.5%	100%	53.4%	46.6%	100%	54.0%	46.0%	—	100%	74.2%	25.8%

(注1)「福島沿岸+原災地域」は避難指示・解除区域の12市町村+沿岸3市町 (注2)カッコ内の数値は沿岸部と内陸部の比率

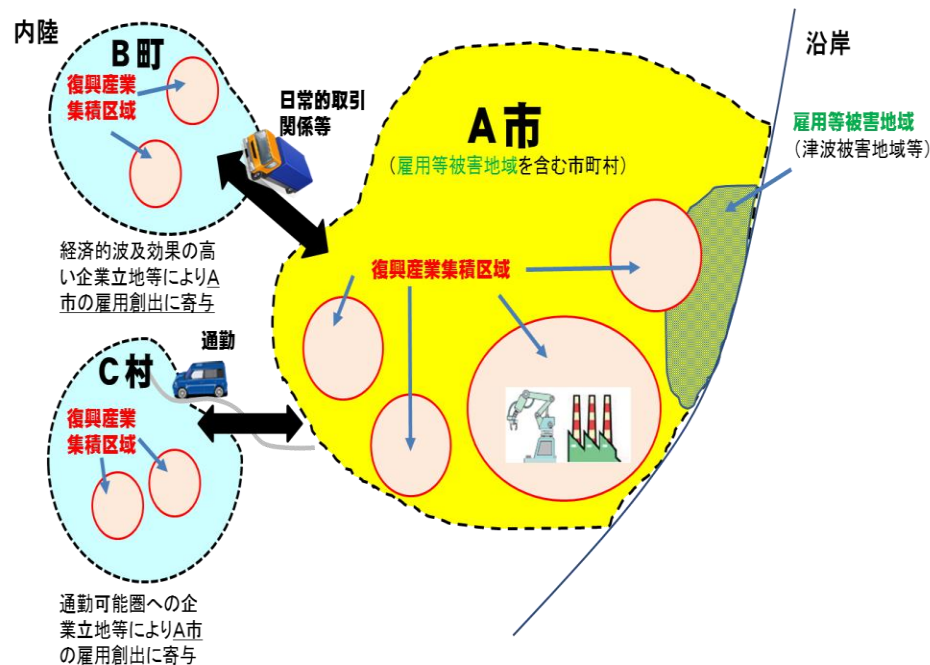
(※)四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

② 復興推進計画 ～ 復興特区税制の指定件数、投資額の多い市町村

- 平成31年3月までの市町村ごとの指定件数上位20市町村及び投資額上位20市町村は以下のとおり。(復興産業集積区域が存する市町村は143市町村。そのうち、指定事業者が存する市町村は121市町村)
- **指定件数については、上位10位まででおおむね全体の半分以上を占めている。**(5,459件に対し、上位10位までの計2,627件)
- **投資額については、上位7位まででおおむね全体の半分以上を占めている。**(3兆394億円に対し、上位7位までの計1兆5,103億円)

(参考)復興特区税制の対象となる地域のイメージ

- 被害が甚大であった沿岸地域の産業復興には、前提となるインフラ整備等に時間を要することから、沿岸地域に加えて、当該地域から通勤圏内にある地域又は日常的な取引関係等の発生により経済的波及効果が見込まれる地域も、復興特区税制の対象としている。



○復興産業集積区域

復興特区税制の対象となる地域

○雇用等被害地域 (津波被害地域等)

「東日本大震災による被害を受けた地域」であり、かつ、「多数の被災者が離職を余儀なくされ、又はその生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である地域

【指定件数上位20市町村】

【投資額上位20市町村】

順位	県	市町村	指定件数
1	福島県	いわき市	664
2	宮城県	仙台市	367
3	青森県	八戸市	264
4	宮城県	石巻市	250
5	茨城県	神栖市	247
6	宮城県	気仙沼市	211
7	福島県	郡山市	208
8	福島県	福島市	153
9	岩手県	大船渡市	135
10	岩手県	釜石市	128
11	茨城県	ひたちなか市	122
12	岩手県	宮古市	121
13	茨城県	北茨城市	108
14	茨城県	日立市	104
15	福島県	相馬市	103
16	福島県	会津若松市	99
17	宮城県	女川町	84
18	宮城県	塩竈市	83
19	福島県	須賀川市	79
20	福島県	二本松市	69

順位	県	市町村	投資額 (百万円)
1	茨城県	神栖市	387,819
2	福島県	いわき市	292,368
3	茨城県	鹿嶋市	261,910
4	茨城県	ひたちなか市	175,321
5	青森県	八戸市	145,957
6	茨城県	日立市	129,851
7	宮城県	仙台市	117,034
8	宮城県	石巻市	99,931
9	宮城県	大和町	91,067
10	宮城県	気仙沼市	90,876
11	福島県	西郷村	74,271
12	福島県	相馬市	57,788
13	岩手県	大船渡市	54,099
14	福島県	郡山市	47,370
15	茨城県	北茨城市	44,180
16	茨城県	高萩市	44,133
17	岩手県	宮古市	42,887
18	福島県	南相馬市	38,959
19	宮城県	大衡村	37,637
20	福島県	福島市	36,741

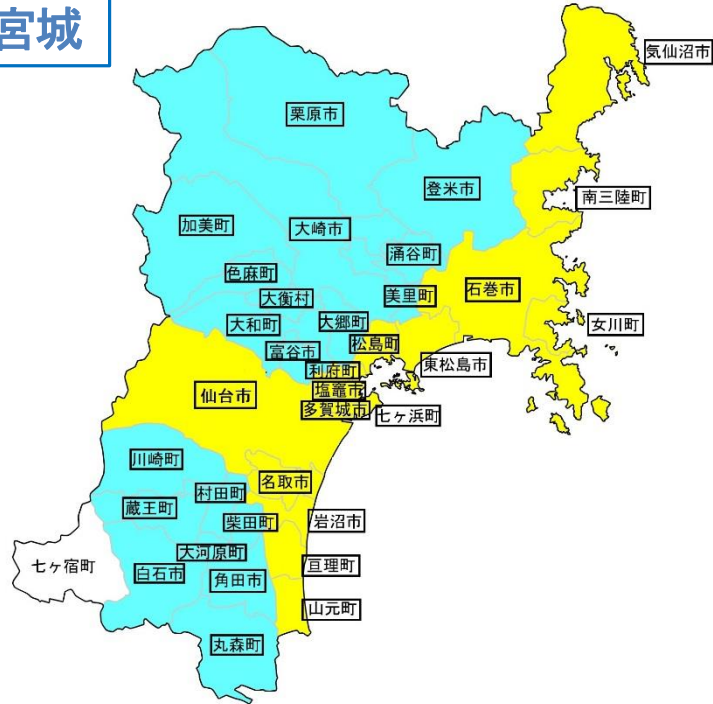
※指定件数・投資額いずれもH31.3月末までの累計

復興特区税制の対象市町村（令和元年6月末現在）

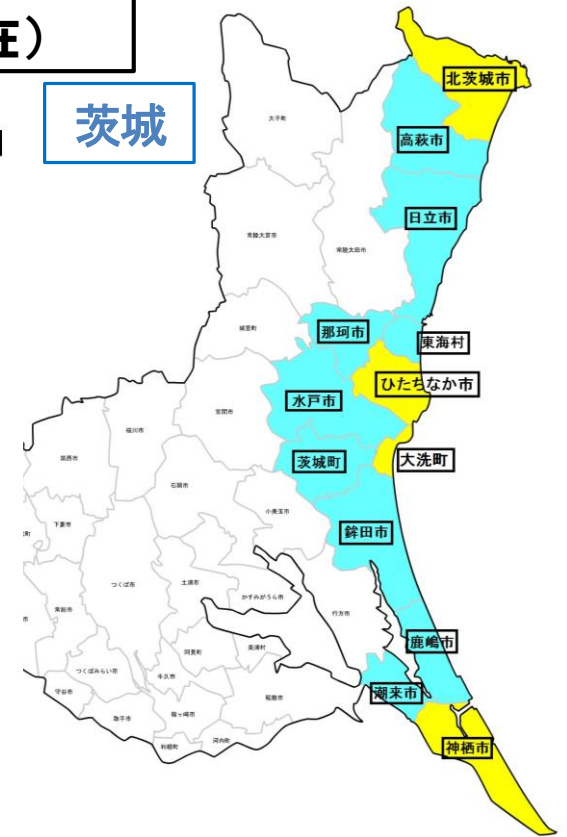
青森



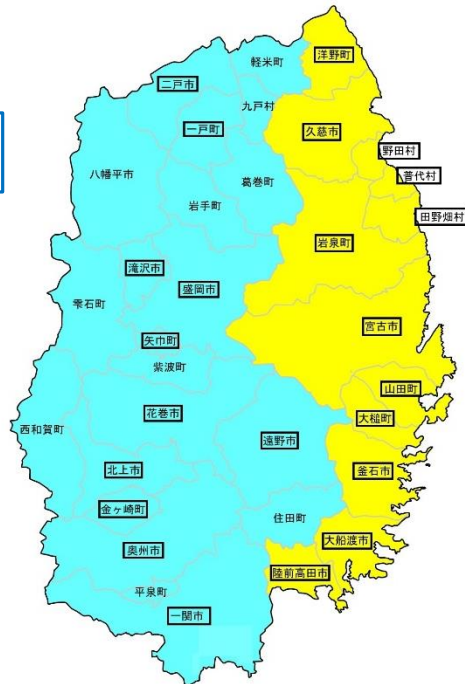
宮城



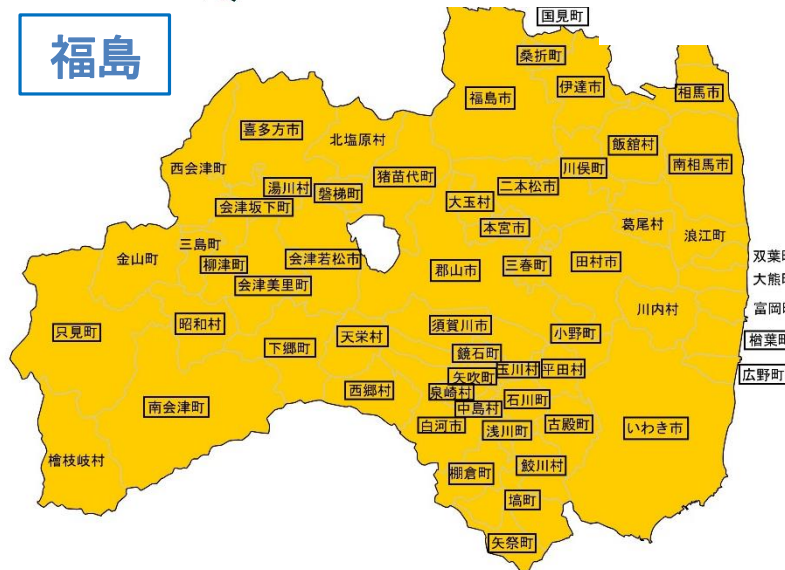
茨城



岩手



福島



- 雇用等被害地域を含む市町村
- 取引関係がある又は通勤圏であることにより、産業集積区域を設定している市町村
- 指定事業者が存在する市町村

	復興産業集積区域が存在する市町村数	うち雇用等被害地域を含む市町村数	指定事業者が存在する市町村数
青森県	4	4	3
岩手県	33	12	23
宮城県	34	15	34
福島県	59	—	48
茨城県	13	4	13
(参考) 合計	143	35	121

※ 福島特措法第74条及び第75条の規定により復興特区税制の要件を緩和し、内陸を含む県内全域を復興特区税制の対象としている。

② 復興推進計画 ～ 復興特区税制に係るアンケート調査結果の概要

○令和元年8月に、岩手県、宮城県及び福島県の商工会議所又は商工会の会員に対し、復興特区税制に係るアンケート調査を実施（配布数2,795者のうち、1,070社が回答（令和元年9月20日時点））。復興特区法第37条（機械等に係る特別償却等の特例措置）の主なアンケート調査結果は以下のとおり。

・アンケート調査に回答した商工会議所又は商工会の会員のうち、当該特例措置の指定を受けている会員（指定事業者）の割合は約32%。

・指定を受けている事業者のうち、当該特例措置を活用している割合は約96%。

・当該特例措置を活用した事業者のうち、「役に立った」又は「どちらかといえば役に立った」と回答した事業者の割合は約94%。

※ 主な理由は以下のとおり（複数回答可）。

「復興特区税制（機械等）があったから、事業を再開、新規に立地又は追加の設備投資を行うことができた」が約62%。

「復興特区税制（機械等）に連動する固定資産税の減免が特に役に立った」が約56%。

「グループ補助金などの予算制度の方が役に立ったが、復興特区税制（機械等）も役に立った」が約28%。

・当該特例措置を活用した事業者のうち、「役に立たなかった」又は「あまり役に立たなかった」と回答した事業者の割合は約6%。

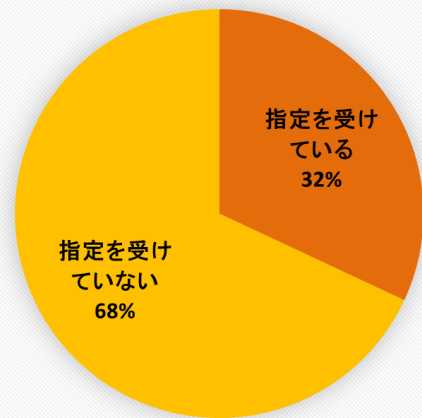
※ 主な理由は以下のとおり（複数回答可）。

「復興特区税制（機械等）の効果があまり望めない利益の状況だった」が約56%。

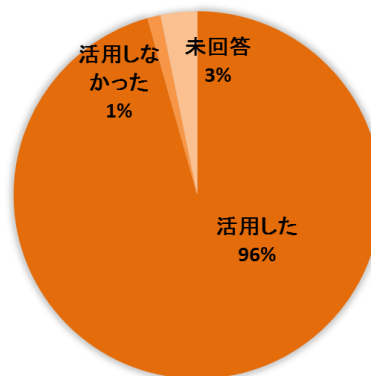
「復興特区税制（機械等）の適用を受けるための税務申告などの手続きが煩雑であった」が約38%。

「グループ補助金などの予算制度の方がどちらかという効果的であった」が約13%。

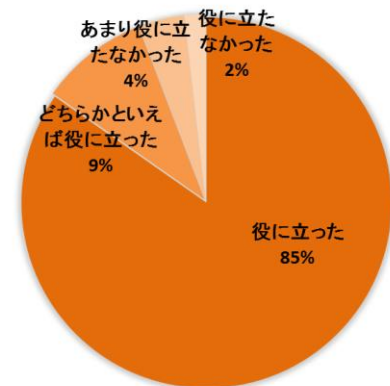
回答した会員のうち
指定を受けている事業者の割合



指定を受けている事業者のうち
特例を活用している事業者の割合



特例を活用した事業者のうち
役に立った等と回答した事業者の割合



被災地の状況（人口・従業者数・事業所数）

被災地の人口・従業者数・事業所数の状況

- 被災地の人口（R1.7.1推計人口とH22国調の比）、従業者数、事業所数（それぞれH30工業統計とH22工業統計の比）は以下のとおり。
- 沿岸部は全国に比べて厳しい状況。
- 沿岸部の一部の市町村は特に厳しい状況。

		人口	工業統計	
			従業者数	事業所数
全国		99%	100%	84%
岩手	全体	92%	99%	89%
	内陸	94%	104%	94%
	沿岸	86%	87%	82%
宮城	全体	98%	101%	85%
	内陸(※1)	100%	110%	92%
	沿岸①(※2)	96%	89%	79%
	沿岸②(※3)	92%	89%	77%
福島	全体	91%	96%	85%
	内陸	94%	99%	89%
	沿岸等(※4)	83%	88%	76%

※全国よりも低くなっているものを赤字で表示

※1) 宮城県内陸は仙台市青葉区・太白区・泉区を含む

※2) 宮城県沿岸①は仙台市宮城野区・若林区を含む

※3) 宮城県沿岸②は仙台市を含まない

※4) 福島の沿岸等は避難指示があった内陸自治体を含めた15市町村の値である。

○人口：R1.7.1推計人口／H22国調人口

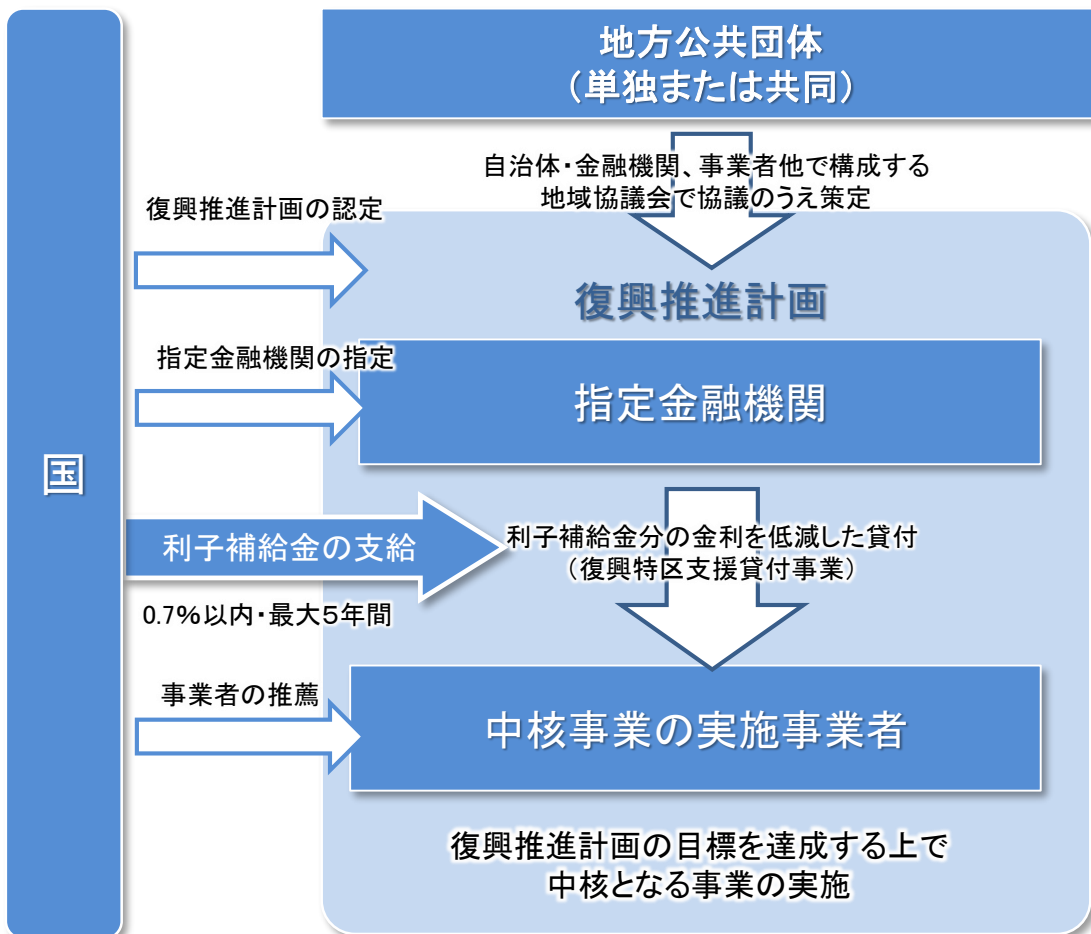
○工業統計：H30工業統計／H22工業統計

※福島県のうち、推計人口が発表されていない自治体は居住者数（R1.7）で算出

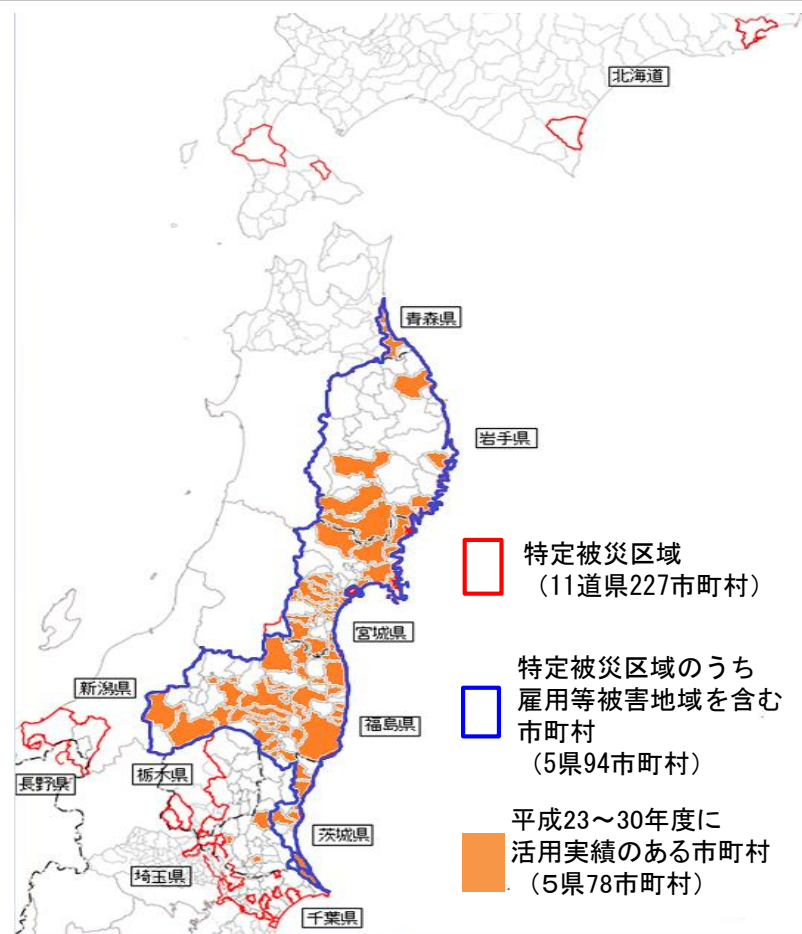
③ 復興推進計画 ～ 金融の特例（利子補給金）の概要

- 地域が主体となった復興を強力に支援するため、**雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものと想定される事業のうち**、復興推進計画の目標を達成する上で**中核となるものに対して0.7%以内で利子補給金を支給**。
- 特定被災区域（11道県227市町村）のうち、**雇用等被害地域を含む市町村（5県94市町村）を重点的に支援**し、5県78市町村で利活用。

復興特区支援利子補給金制度のイメージ



復興推進計画（金融特例）の対象地域と活用状況



③ 復興推進計画 ～ 金融の特例（利子補給金）の活用状況

○利子補給金の支給対象となる事業は、9分野あり、**製造業・商業等での適用が177件(87%)**となっている。

復興特区支援利子補給金制度の対象となる事業

分野	事業要件	件数 (割合)
① 高度医療	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	4件 (2%)
② 農林水産業 体質強化・再生	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	5件 (2%)
③ エネルギー合理 化・省力化	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業	3件 (1%)
④ 環境関連	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業	8件 (4%)
⑤ 新事業創出	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの	1件(0%)
⑥ 製造業・商業 等	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの	177件 (87%)
⑦ 物流効率化	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	5件(2%)
⑧ 情報通信基盤整備	情報通信基盤の整備等に関する事業	1件(0%)
⑨ 公共交通基盤整備	地域における公共交通機関の整備等に関する事業	1件(0%)

金融の特例の活用例



南相馬市復興推進計画

- ・段ボール原紙製造設備更新(H24年度認定)
- ・新規雇用者62名



大船渡市復興推進計画

- ・温泉ホテル新設(H26年度認定)
- ・新規雇用者39名

③ 復興推進計画 ～ 金融の特例（利子補給金）の活用状況

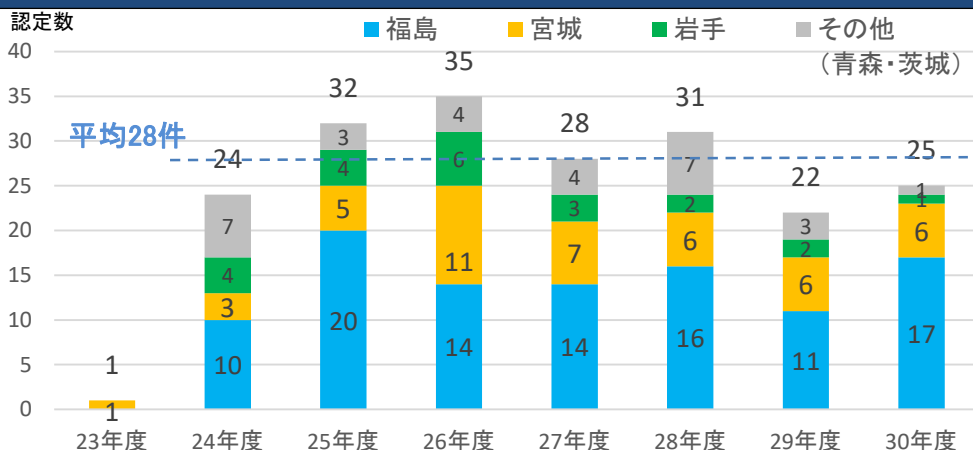
○金融の特例を目的とする復興推進計画の認定件数は、年度によって増減するものの、**福島県を中心に**年平均28件程度で推移。

○**沿岸の割合**：[総事業費]5県72.7%、岩手県66.9%、宮城県77.2%、福島県62.9%、青森県・茨城県81.6%
[総融資額]5県60.0%、岩手県57.2%、宮城県53.7%、福島県58.2%、青森県・茨城県72.0%

○利子補給金制度は、民間金融機関による与信機能を活用した制度であり、**比較的低い財政負担で必要な事業を促進**。

[H31.3末時点]計画認定：198件→利子補給額(62億円)→総融資額(3,832億円)→総事業費(10,172億円)

復興推進計画（金融特例）の認定件数推移



復興推進計画（金融特例）における沿岸域への事業・融資の状況

県名	金額	総事業費(億円)		総融資額(億円)	
		沿岸域	(沿岸の割合)	沿岸域	(沿岸の割合)
岩手県	431	288	(66.9%)	288	165 (57.2%)
宮城県	2,492	1,923	(77.2%)	885	475 (53.7%)
福島県	3,899	2,451	(62.9%)	1,837	1,069 (58.2%)
その他	3,350	2,732	(81.6%)	823	592 (72.0%)
合計	10,172	7,394	(72.7%)	3,832	2,301 (60.0%)

認定計画（金融特例）により実施された事業・融資の状況

H31.3 末現在 (累積値)	認定計画数 (件)	利子補給 総支給額 (億円)	総融資額 (億円)	総事業費 (億円)
岩手県	29 (15%)	6 (10%)	288 (8%)	431 (4%)
宮城県	46 (23%)	12 (19%)	885 (23%)	2492 (24%)
福島県	102 (52%)	27 (44%)	1,837 (48%)	3,899 (38%)
その他	30 (15%)	17 (27%)	718 (19%)	3350 (33%)
合計	198	62	3,832	10,172

※()内の数値は、各々の項目内の構成比

※ 総事業費：復興推進計画において利子補給の対象となる中核事業に必要な費用の総額(過年度累積額)

※ 総融資額：利子補給の対象となった融資の総額(過年度累積額)

※ 利子補給総支給額：H23～H30年度に利子補給金を支給した総額(累積額)

③ 復興推進計画 ～ 金融の特例（利子補給金）による事業投資促進効果

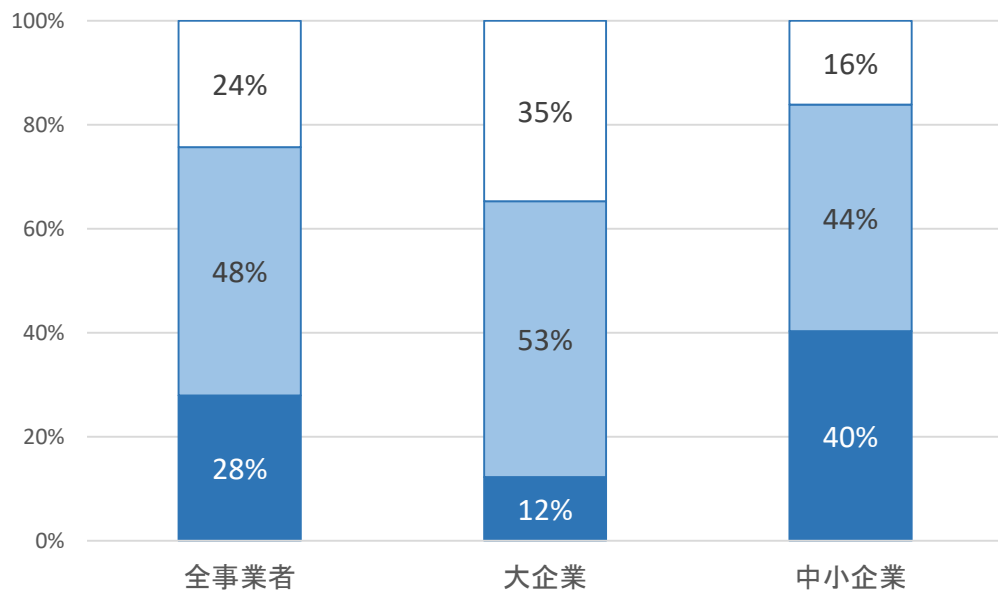
○H23年度からH29年度末までの8年度間に利子補給制度による貸付を受けた156事業者（有効回答112事業者、回答率71.8%）に対して、利子補給金制度が**事業の実施にどのように影響したか**についてアンケート調査を実施。

○多くの事業者が、利子補給制度の活用により、借入の心理的ハードルを下げ、**投資意思決定を後押し**した効果があると回答。

○投資への影響は、大企業よりも**中小企業の方が強く受けて**おり、特に借入の心理的なハードルの引き下げや投資意思決定への影響は高い。

利子補給による投資意思決定への影響はあったか

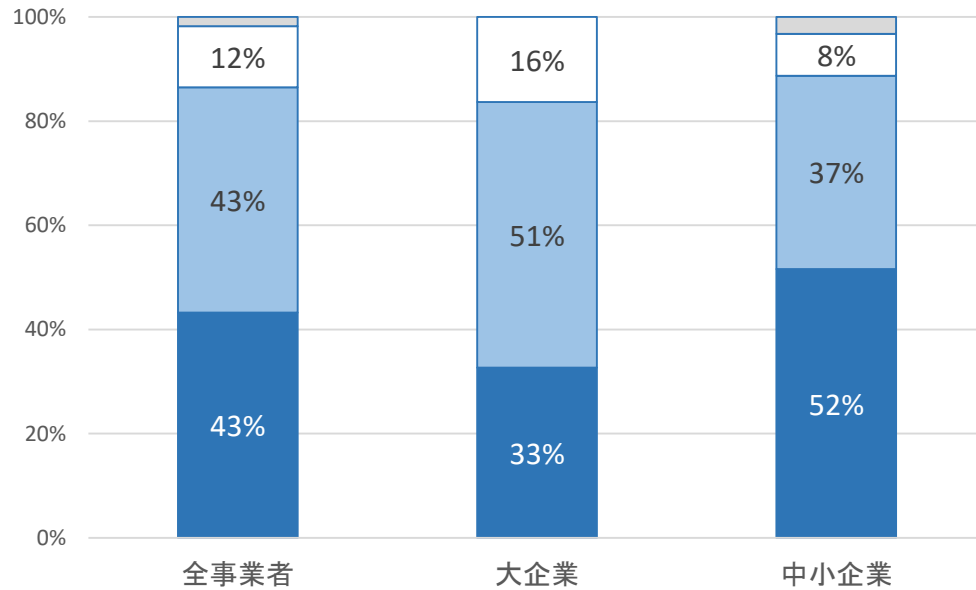
■ 大いに影響した ■ 多少は影響した □ ほとんど影響しなかった ■ わからない



※「大いに」は当制度がなければ投資は行われなかった水準

利子補給を受けることにより借入に影響はあったか

■ 大いに影響した ■ 多少は影響した □ ほとんど影響しなかった ■ わからない

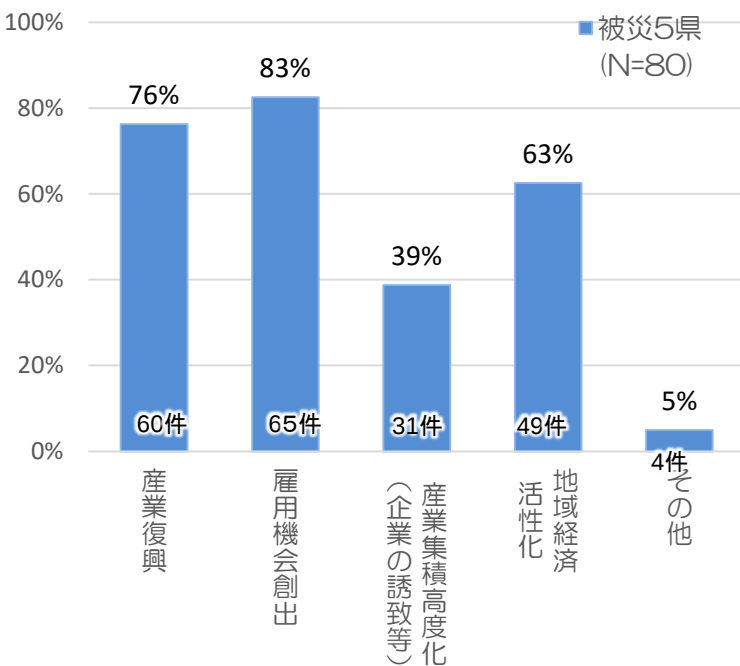


※「借入に影響があったか」とは借入に対する心理的なハードルが下がったかの意

③復興推進計画 ～ 金融の特例（利子補給金）の政策効果

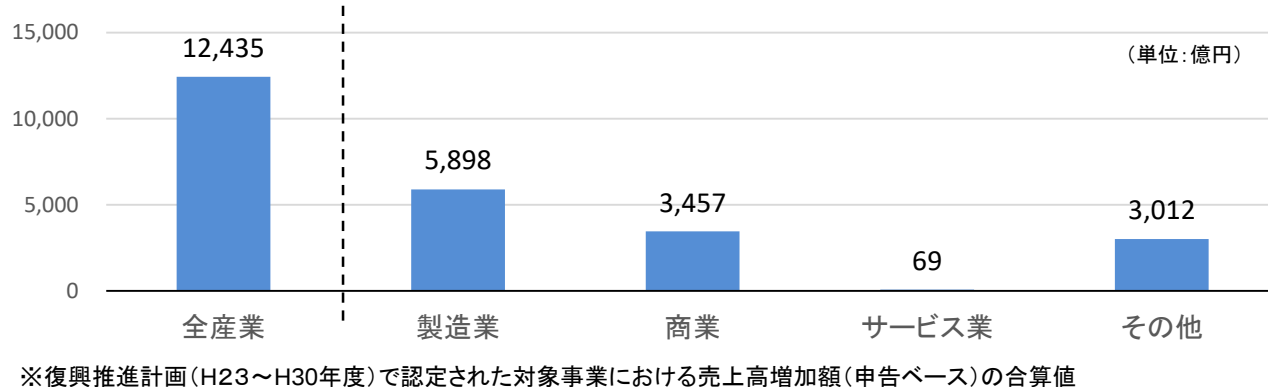
- 復興推進計画（金融特例）で認定された事業が実施された市町村では、「**産業復興につながった**」、「**雇用機会が創出された**」との評価が多い。
- 「産業復興」の効果を被災地の産業における売上高増加の規模でみると、利子補給金が適用された市町村では、**全体で1.2兆円の売上高増加**に寄与。特に製造業で5,898億円（全体の47%）と大きく寄与。
- 「雇用機会創出」への効果については、利子補給金が適用された市町村で、**8,558人の雇用を創出**。特に製造業で3,642人（全体の43%）、商業で3,754人（全体の44%）と大きく寄与。

復興推進計画（金融特例）の政策効果

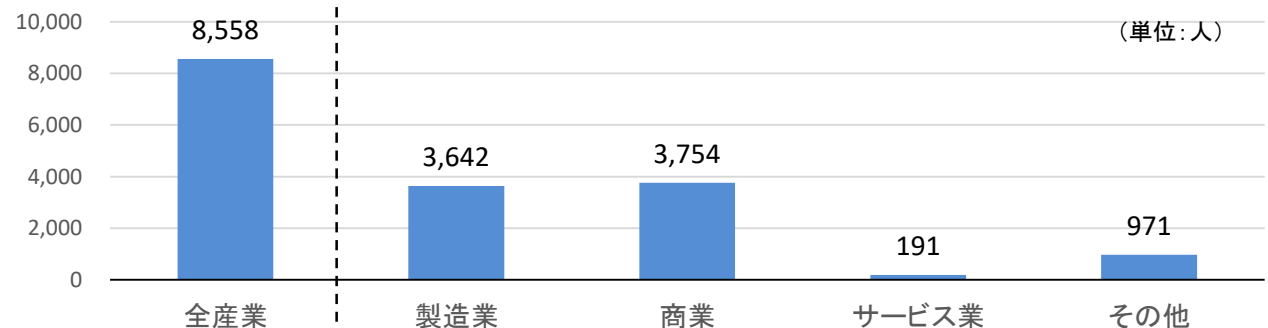


※2019年8月に自治体向けに実施したアンケート結果。
※青森、岩手、宮城、福島、茨城で金融の特例を旨とする
復興推進計画の認定を受けた実績がある市町村の回答結果

産業復興（売上増加）への効果（H23～H30年度累積）



雇用機会創出への効果（H23～H30年度累積）



※復興推進計画（H23～H30年度）で認定された対象事業における新規雇用数（申告ベース）の合算値

④ 復興整備計画 ～ 復興整備計画の概要

○被災市町村が「集団移転促進事業」や「土地改良事業」等の復興事業を円滑かつ迅速に進めるため、事業実施のため必要な許可基準を緩和するとともに許認可の手続きのワンストップ化を実現。

許可の基準緩和

通常(課題)

事業実施のために必要な許可が得られない

・農用地区域での農地転用: **禁止**

※ 農用地区域内農地、第1種農地は転用不可

・市街化調整区域の開発行為: **限定的に許可**

※ 許可対象が限定: 農家用住宅、日用品販売店舗 等



特例措置

復興事業のためであれば、特例的に許可

・農用地区域のままでも**転用を許可**

※ 農用地区域内農地、第1種農地であっても特例的に許可

・市街化調整区域のままでも**開発を許可**

許可手続のワンストップ化

通常(課題)

事業実施のためには複数の許可が必要
(開発許可、農地転用の許可等)



特例措置

事業に必要な複数の許認可手続きをワンストップで処理

④ 復興整備計画 ～ 許認可手続きのワンストップ化の効果

○岩手、宮城、福島県内の39市町村が作成した復興整備計画書に記載された**994**の復興整備事業を実施するために必要な許可、手続き等は**1478**件であったが、関係者が一堂に会して協議することにより、**1回あたりの協議会**に換算すると、**平均で約4件**の案件を協議。

通常、1件1件個別に処理するところ、復興整備協議会を活用し、複数の手続き、許認可を一括で処理することで協議に要する時間、回数を大幅に縮減。

都市計画法の開発許可・
農地転用許可・農用地区
域の開発許可が必要



都市計画法
の開発許可
が必要

市街化区域
市街化調整区域
農用地区域
事業実施区域

事業に必要な許可手続

- ・都市計画法の開発許可
- ・農地法の農地転用の許可
- ・農用地区域における開発許可
- ・保安林の開発許可
- ・自然公園法の開発許可 等

【ワンストップ化の効果】

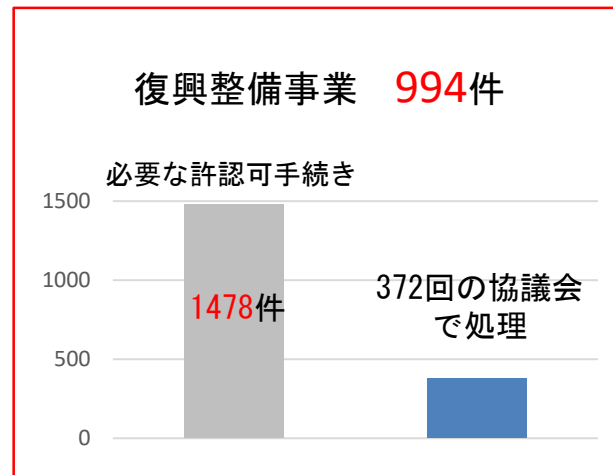
イメージ図
復興整備協議会



ワンストップ処理

協議会での協議等を経て公表された場合には、事業に必要なとなる許可があったものとして扱う

項目	件数 回数
復興整備事業の件数	994
事業実施に必要な許認可、手続き	1478
許認可を得るために開催された協議会	372
1回の協議会当たり許認可等の件数	3.9



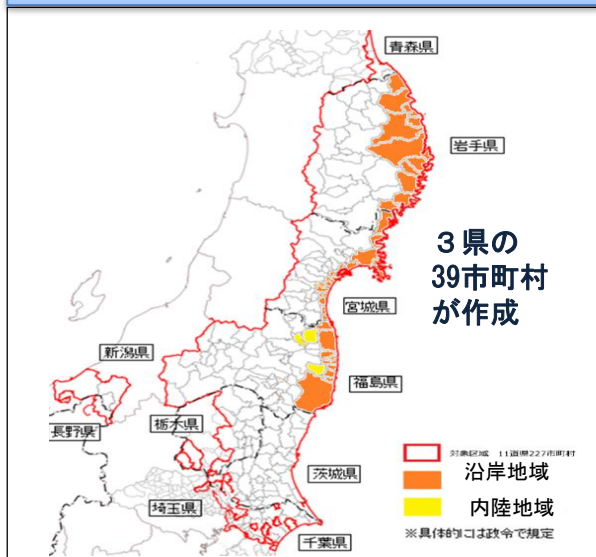
復興整備計画に記載された事業

- ・市街地開発事業
- ・土地改良事業
- ・集団移転促進事業
- ・土地施設の整備に関する事業
- ・小規模団地住宅施設整備事業
- ・津波防護施設の整備に関する事業
- ・造成宅地滑動崩落対策事業
- ・その他施設の整備に関する事業 外

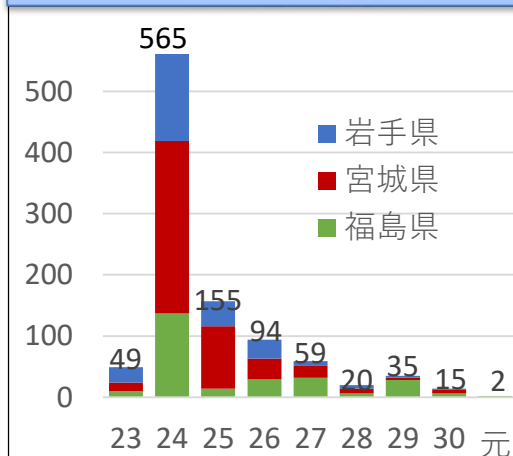
④ 復興整備計画 ～ 作成主体、作成状況、市町村の意見～

○新たに開始する事業は減少傾向

復興整備計画の作成市町村



復興整備事業の開始年度
(計画書記載事業)



○復興整備計画を作成した市町村に対してアンケートを実施
○大半の市町村が許認可手続きのワンストップ化により**時間短縮**及び**負担軽減**が図られ、復興事業の円滑かつ迅速な実施に効果があったと回答。

復興整備計画の作成及び復興整備協議会の活用によるワンストップ処理により得られる効果(複数回答可)

① 手続の時間短縮・簡素化	34
② 職員の事務効率化(負担軽減)	18
③ 幅広い関係者の意見集約	7
④ 特に効果はない・不明	4

①復興整備計画の作成及び復興整備協議会による協議によってもたらされた短縮期間

1ヶ月程度短縮	5
2～3ヶ月程度短縮	12
4～5ヶ月程度短縮	8
6ヶ月以上短縮	9
計	34

②通常の手続きによる事務負担と比較して、どの程度軽減されたか

1割未満の軽減	1
1～2割程度軽減	4
3～4割程度軽減	13
5割以上軽減	0
計	18

開発許可や農地転用許可など、本則法の許認可に係る基準の緩和により、得られる効果

被災地域の実情を踏まえた弾力的な復興計画の策定	6
復興事業の円滑かつ迅速な実施	31
特に効果はない	0
その他	2
計	39

④ 復興整備計画 ～ 効果的な活用事例（具体例） ～

○東松島市では、**11の整備事業**に係る都市計画法、農地法等の個別法による**許認可等16件**を1回の協議会で処理することにより、集落単位での住居の集団移転等、**被災地の実態に即した事業を迅速に展開した**。

効果①「手続きの簡便化」【例】宮城県東松島市の場合（平成24年11月27日公表計画）

○11の整備事業

- ・防災集団移転促進事業
東松島市矢本西地区
外5地区
- ・災害公営住宅整備事業
月浜地区 外4地区

○許認可等16件

- ・土地利用基本計画の
森林地域変更 3件
- ・地域森林計画変更 4件
- ・都市計画の手続き 2件
- ・農地転用の手続き 7件

通常
手続

個別に関係機関（許可権者等）と数回の協議が必要

特例

協議会の開催、計画の公表により、一括で許認可等があったものとみなされる。

宮城県東松島市矢本西地区
防災集団移転促進事業 H24～H26実施



施行面積: 6.0ha 災害公営: 40戸
計画戸数: 127戸 総事業費: 12億円
住宅敷地: 87区画

効果②「時間の短縮」（農用地区域除外及び農地転用の許可 + 都市計画事業の開発許可）

通常

農地除外

関係機関
事前協議

→ 県協議

→ 知事同意

農地転用

農業委員会
意見聴取

→ 県農業委員会
意見聴取

→ 許可

開発許可

開発計画
事前審査・調整会議

→ 書類審査

→ 関係機関との調整
開発審査会

→ 許可

約11～
12ヶ月

おおよそ半分の期間に短縮

特例

- ・農地除外
- ・農地転用
- ・開発許可

復興整備協議会
における協議・同意

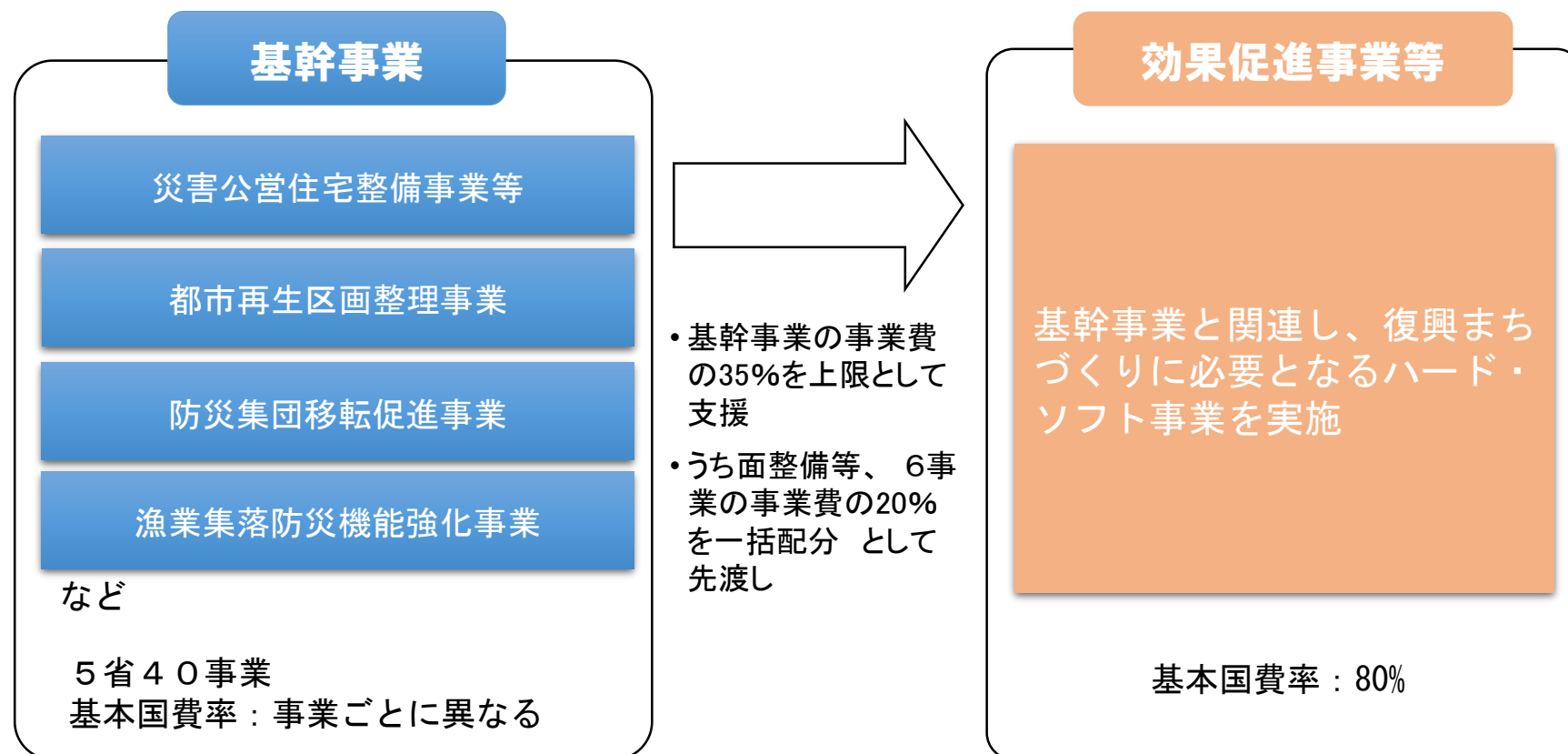
計画の公表

農地転用の許可、
開発許可のみなし

約4～5ヶ月

⑤ 復興交付金事業計画 ～ 復興交付金の概要 ～

- 被災地方公共団体の復興まちづくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の事業計画で申請・採択。
- 令和2年度までの全体事業費4.2兆円のうち、4.0兆円(約9割)を配分済。
- 基幹事業については、実質地方負担ゼロ。効果促進事業については、H28年度以降、実質1%の地方負担あり。



復興交付金（基幹事業）の活用事例

住まいの確保

- 災害公営住宅整備事業（63市町村、7,042億円）
- 防災集団移転促進事業（28市町村、5,658億円）
- 都市再生区画整理事業（22市町村、4,412億円）



災害公営住宅(相馬市)

生業の再建

- 水産・漁港関連施設整備事業（36市町村、2,751億円）
- 農地整備、農業用施設等整備事業（40市町村、2,101億円）



水産物加工処理施設（宮古市）

都市機能の形成

- 津波復興拠点整備事業（17市町、1,380億円）
- 道路事業（50市町村、5,430億円）
- 下水道事業（27市町村、2,634億円）
- 都市公園事業（21市町村、647億円） 等



津波復興拠点（大船渡市）

教育環境の整備・その他

- 公立学校等の施設整備・環境改善事業（22市町村、125億円）
- その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施



公立小学校（東松島市）

※ 金額は令和元年6月までの配分事業費である。

※ 上記の他、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施する事業として、効果促進事業も活用されている。

⑤ 復興交付金事業計画 ～活用状況（効果促進事業）～

- 復興ステージの進展に応じ変化する被災地のニーズを踏まえ、効果促進事業を運用。
- 各自治体から寄せられる要望については、個別具体の案件毎に、復興交付金以外の制度の活用も含め、きめ細かに対応。

対応事例

災害公営住宅に併設する集会所、
交流スペース等の整備
【災害公営住宅整備事業の効果促進】



観光交流施設の整備
【防災集団移転促進事業等の効果促進】



復興イベント
【土地区画整理事業等の効果促進】



震災遺構の保存等
【防災集団移転促進事業等の効果促進】



※ 1自治体 1件まで

防集移転元地での産業用地整備
【防災集団移転促進事業の効果促進】

被災前（住居系）



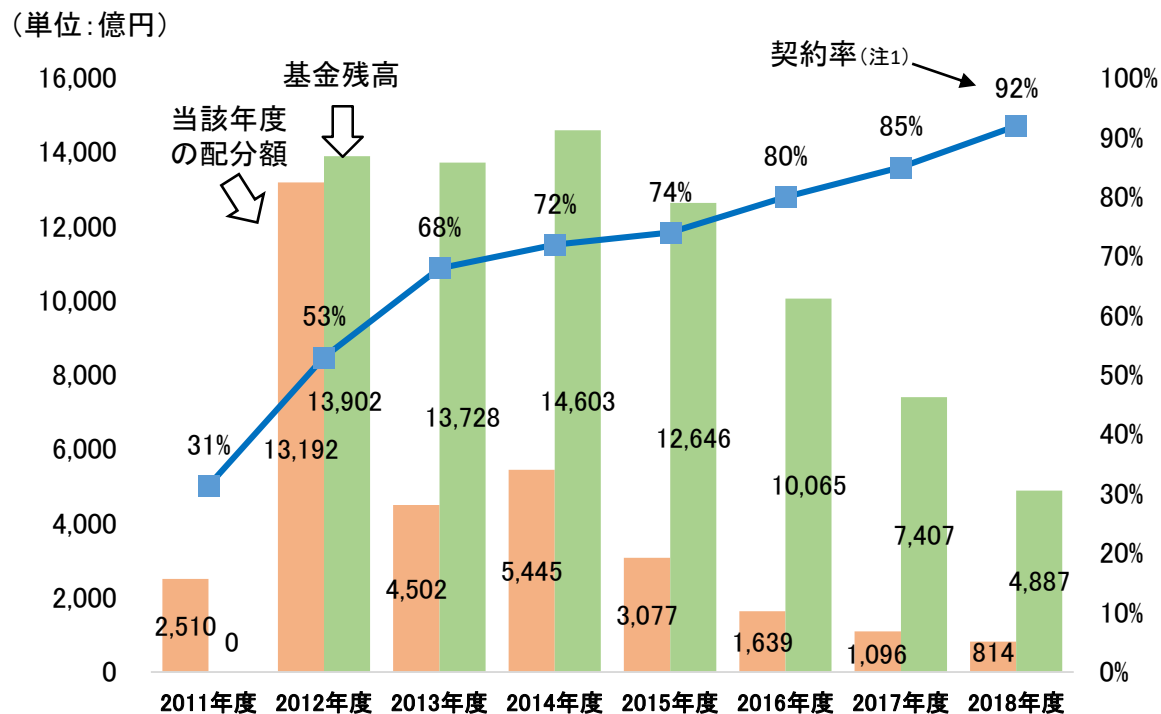
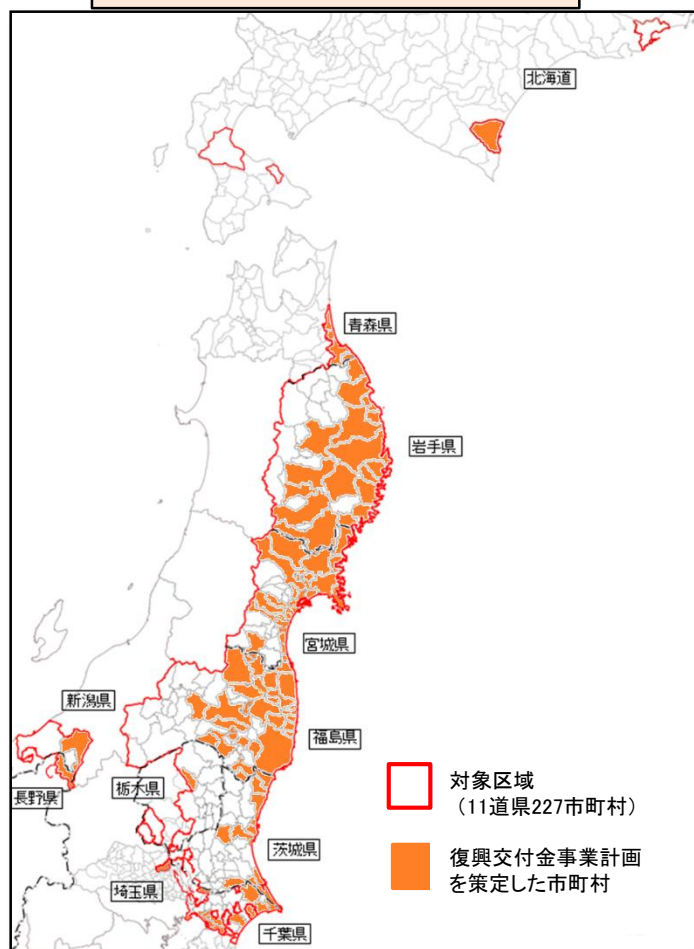
被災後（産業系）



⑤ 復興交付金事業計画 ～ 事業の進捗状況 ～

- 自治体における執行も進んでおり、契約率は2018年度において約9割を超過。
- 102自治体が復興交付金事業計画を策定、2018年度末までに33自治体が計画完了（継続中69自治体）。
- 復興・創生期間内には、ほぼ全ての自治体で計画が完了する見通しであることから、引き続き、工程の見直し、進捗管理の徹底等を行うことにより全計画の完了を目指す。

復興交付金事業計画の作成状況



(注1) 契約率は、契約済累計額を、当該年度の事業分として配分した額の累計額で除したもの（国費ベース）。

(注2) H30年度配分額814億円には、R元年度事業分として配分した729億円が含まれている。

3 今後の課題や施策の方向性

3 今後の課題や施策の方向性

- 規制の特例及び復興整備計画については、新規計画認定件数等は減少傾向にあり、金融の特例については、対象となる投資のピークは越えている。今後、与党第8次提言や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、これまでの復興状況や必要となる事業の見込も考慮しつつ、対象地域を重点化する方向で在り方を検討する。
- 復興特区税制については、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、与党第8次提言や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が引き続き、しっかりと産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限を適切に延長することについて検討を行う。
- 復興交付金については、復興・創生期間内には、ほぼ全ての自治体で計画が完了する見通しであることから、引き続き、工程の見直し、進捗管理の徹底等を行うことにより全計画の完了を目指す。

4 今後起こり得る大規模災害に対する防災・ 減災対策に生かすべき教訓

- 東日本大震災は、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであることに鑑み、東日本大震災復興基本法において、地域における創意工夫を生かして行われる取組を推進するための復興特区制度を整備することが盛り込まれたもの。地域が自ら特例を選び取る仕組みとした復興特区制度は、被災地の復興に大きく貢献したといえる。
- 復興整備計画については、今後起こりうる大規模災害に対応すべく、平成25年に成立・公布された「大規模災害からの復興に関する法律」において、復興特区と同様の制度が盛り込まれた。
- 復興推進計画や復興交付金事業計画に基づく各種措置については、東日本大震災における事例も参考にしつつ、災害の性質、具体的な被害の状況や地域の特性等に応じて制度を検討することが効果的であると考えられる。また、講じられた措置について、活用が不十分であった措置の検証をするとともに、地域によって異なる復興の進捗状況を踏まえ、適時適切な見直しを図ることが必要である。